

弥富市建設工事等に係る情報の公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、弥富市（以下「市」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに設計、監理、調査及び測量の業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る入札及び契約の事務の適正化及び透明性の確保のため、建設工事及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする建設工事等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格が130万円を超える建設工事。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものにあつては、この限りでない。
- (2) 予定価格が50万円を超える建設コンサルタント等業務
(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 毎年度、4月1日以後遅滞なく当該年度に発注することが見込まれる建設工事に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札の過程に関する事項の公表)

第4条 次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

- (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 予定価格の事前公表を行う場合は、入札の公告又は指名通知をした日から当該入札を執行するまでの間、予定価格を公表するものとする。
- 3 建設工事等の入札を執行したときは、速やかに第1号様式により次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 開札日時
 - (2) 建設工事等の名称及び場所
 - (3) 予定価格
 - (4) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称
 - (5) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称
 - (6) 建設工事の指名競争入札を行った場合におけるその者を指名した理由
 - (7) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - (8) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - (9) 低入札価格調査制度による調査の結果、最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 4 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格未満の価格をもって入札をした者については、前項第7号に掲げる当該入札者に関する事項に「最低制限価格未満」の表示をするものとする。
- 5 入札不調の場合においては、第1号様式には、第3項第3号から第9号までに掲げる事項は表示せず、「取止め・中止」の表示をして公表するものとする。

（契約の内容に関する事項の公表）

第5条 建設工事の契約を締結したときは、遅滞なく第2号様式により第1号から第4号までに掲げる事項を、第3号様式により第5号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 建設工事の名称、場所、種別及び概要
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 契約金額

(5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

2 前項の規定により契約の内容に関する事項を公表した建設工事について、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく第4号様式により変更後の契約に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

(公表の方法)

第6条 公表は、インターネットを利用し、及び総務部財政課において公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)により電子入札を行った案件については、前項のインターネットを利用する方法により行う公表は、同システムによるものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、第3条に定める事項については公表した日の属する年度の末日までとし、第4条及び第5条に定める事項については公表した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

入札執行調書					
開札日時	年 月 日（ ） 時 分				
工事番号等					
工事名等					
路線等の名称					
工事場所等	弥富市 地内				
入札方法					
予定価格(税抜き)	金 円				
落札金額(税抜き)	金 円				
工期等	年 月 日から 年 月 日まで				
入札業者名		第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	摘要
1					決定
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

工事等業種	指名理由

(注) 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

第3号様式（第5条関係）

随 意 契 約 理 由 書		
工 事 番 号 等		
工 事 名 等		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所 等	弥富市 地内	
工 事 等 の 概 要		
契 約 金 額 (税 込 み)	金 円	
工 期 等	年 月 日から 年 月 日まで	
契 約 日	年 月 日	
契 約 業 者 名	住 所	摘 要
		決 定

業 者 選 定 理 由

(第 回) 契約変更の内容

変更契約年月日	年 月 日
契約年月日(変更前)	年 月 日
契約業者名	
契約業者の住所	
工事名等	
路線等の名称	
工事場所等	弥富市 地内
工期等	年 月 日 ~ 年 月 日
履行期限(変更前)	年 月 日
変更履行期限	年 月 日
契約金額(変更前)	金 円
変更契約金額	金 円
変更工事等の概要	
変更の理由	